

障害児支援の強化～今回の改正のポイント～

資料5

○ 障害のある児童が身近な地域で適切な支援が受けられるようにするとともに、併せて、年齢や障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう質の確保を図る。

■ 障害児施設の一元化

障害種別で分かれている現行の障害児施設を、通所による支援を「障害児通所支援（児童発達支援等）」、入所による支援を「障害児入所支援（障害児入所施設）」にそれぞれ一元化

■ 障害児通所支援の実施主体を市町村へ移行

通所サービスの実施主体は身近な市町村に変更。これにより障害者自立支援法の居宅サービスと通所サービスの一体的な提供が可能。

■ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援の創設

学齢児を対象としたサービスを創設し、放課後支援を充実。また、障害があっても保育所等の利用ができるよう訪問サービスを創設。

■ 在園期間の延長措置の見直し

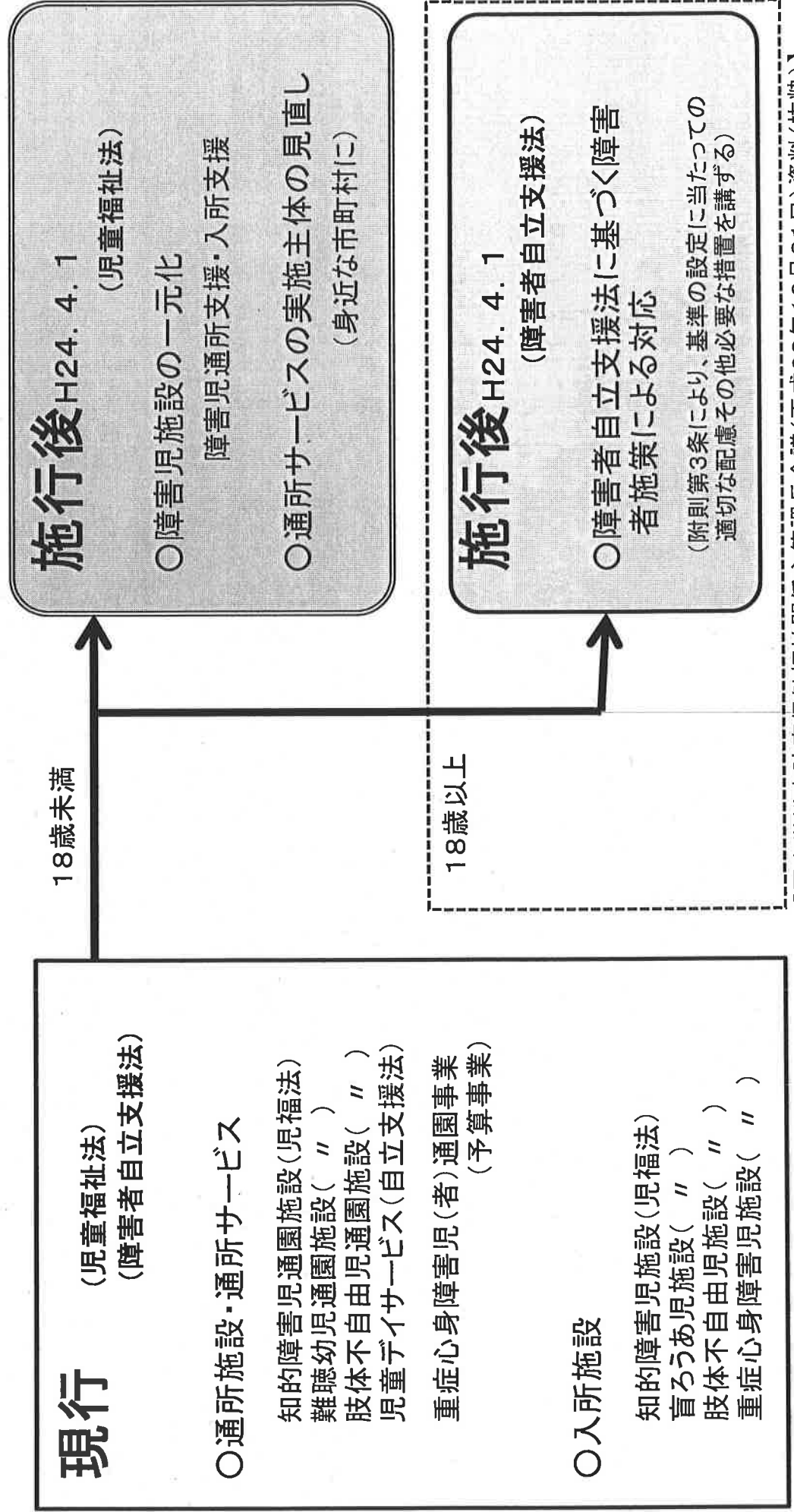
18歳以上の障害児施設入所者に対し自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供し、年齢に応じた適切な支援を提供。

* 現に入所していた者が退所させられないようにする。

改正法施行に伴う障害児施設・事業体系

○ 障害児を対象とした施設・事業は、現行、①施設系は児童福祉法、②事業系は障害者自立支援法(児童デイサービス)。なお、重心通園事業は予算事業)に基づき実施されてきたが、改正法施行に伴い児童福祉法に根拠規定が一本化。

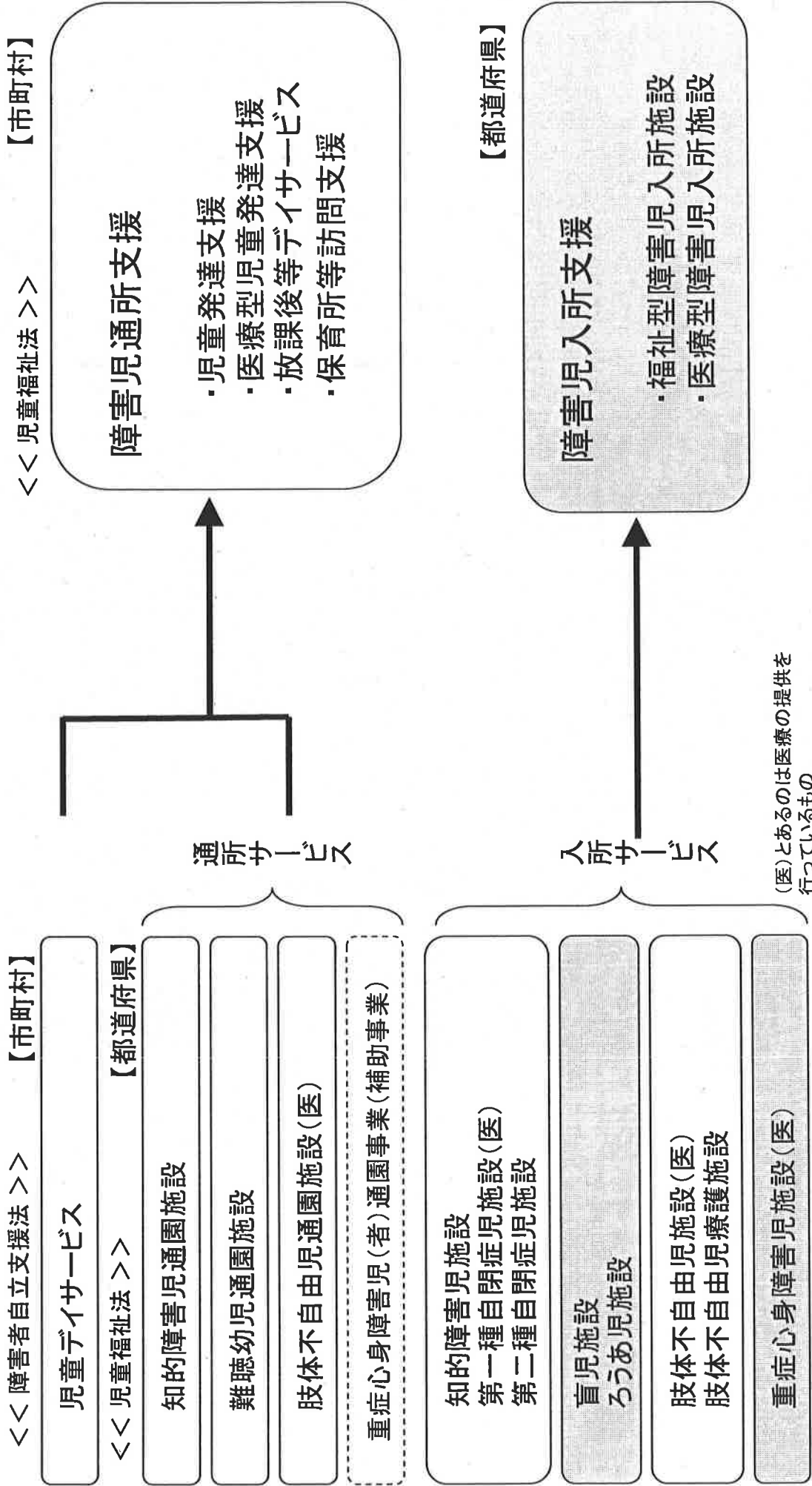
また、18歳以上の障害児施設入所者については、施行後は障害者自立支援法の障害者施策により対応。



【厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議(平成23年10月31日)資料(抜粋)】

障害児施設・事業の一元化 イメージ

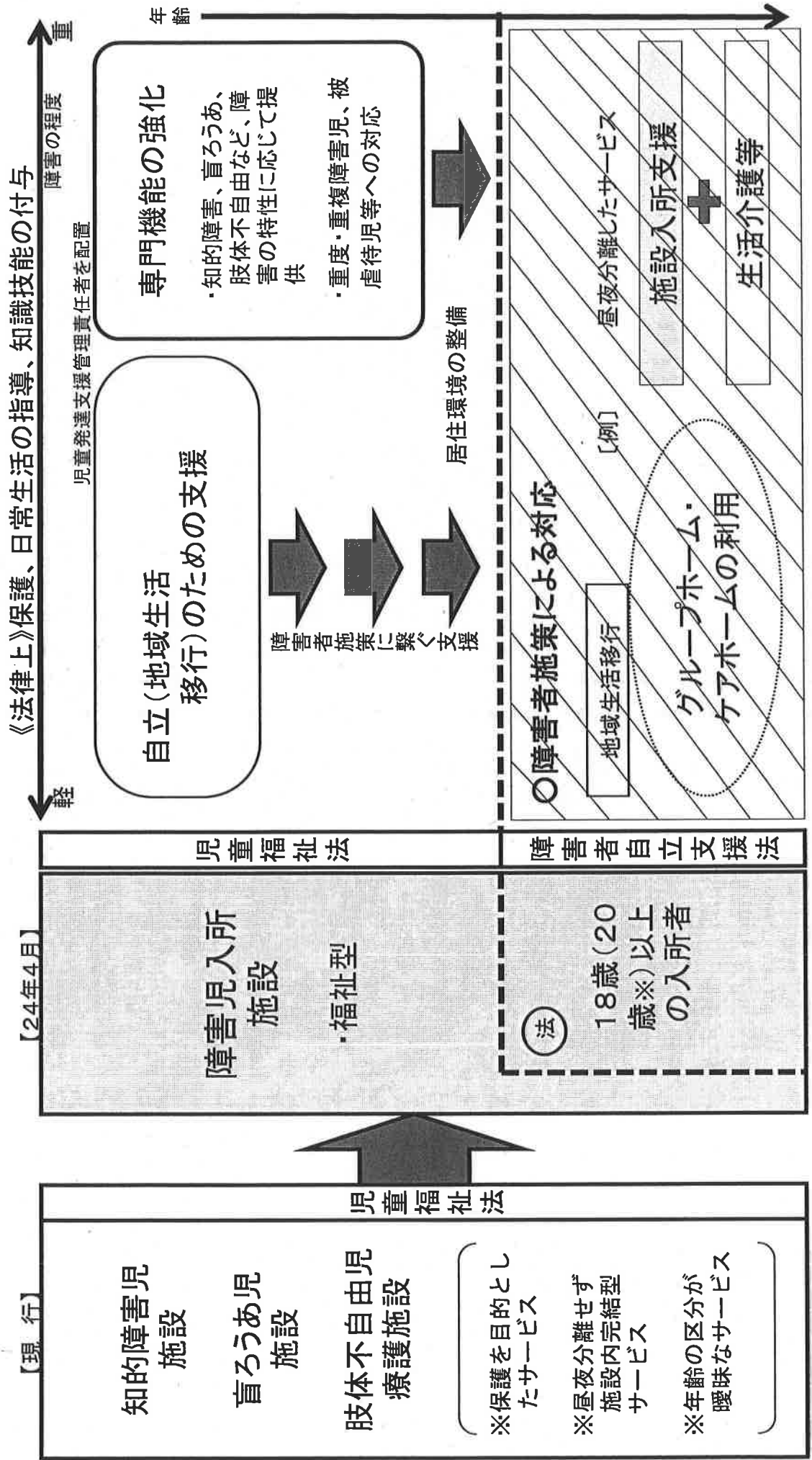
○ 障害児支援の強化を図るため、現行の障害種別ごとに分かれた施設体系について、通所・入所の利用形態の別により一元化。



○ 福祉型障害児入所施設のイメージ(案)

【厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議
(平成23年10月31日)資料(抜粋)】

福祉型障害児入所施設は、重度・重複化への対応や障害者施策に繋ぐための自立支援の機能を強化するなど、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。

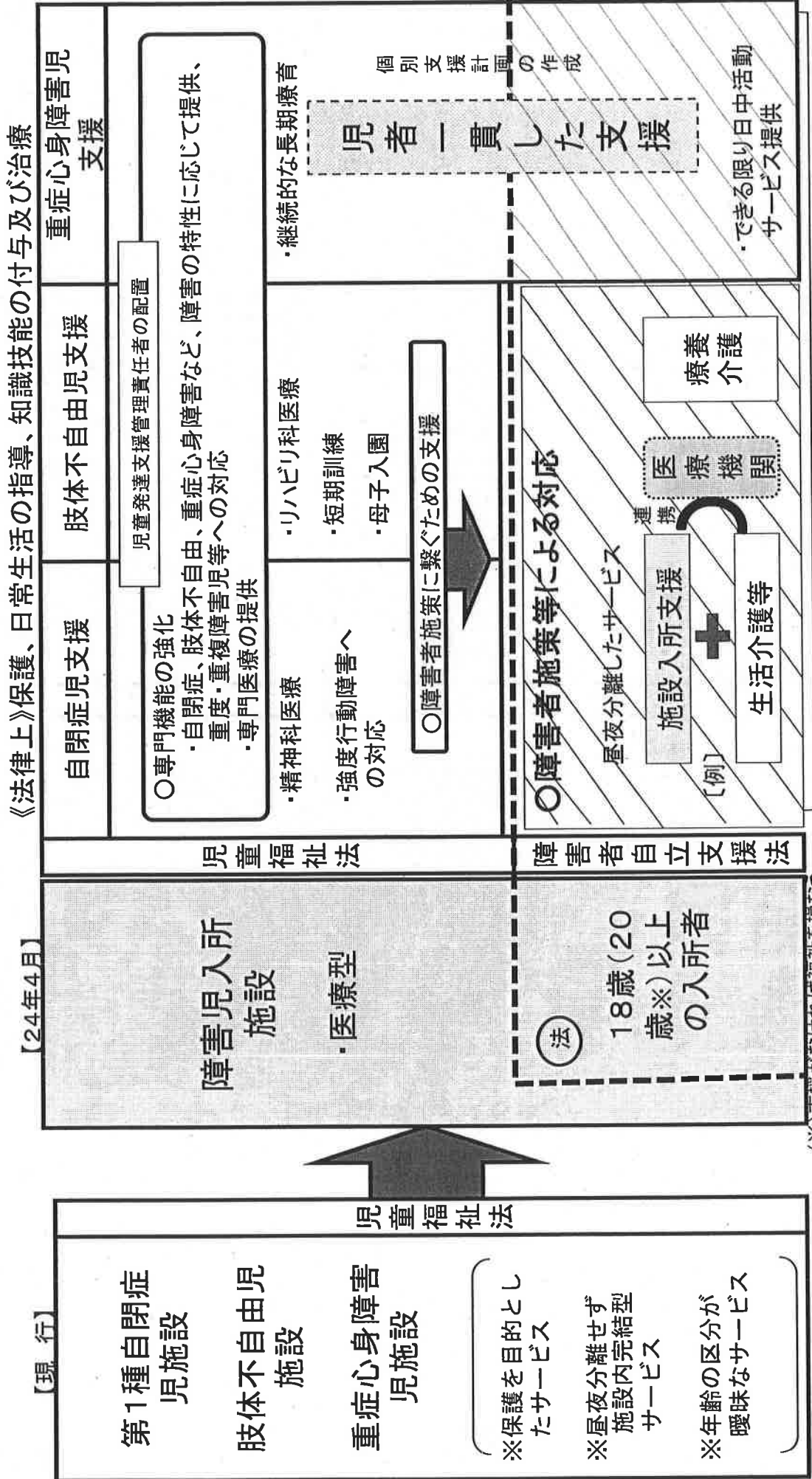


(※)支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認められるとき

○ 医療型障害児入所施設のイメージ(案)

【厚生労働省障害保健福祉関係主管課長会議
(平成23年10月31日)資料(抜粋)】

医療型障害児入所施設においては、専門医療と福祉が併せて提供されている現行の形態を踏まえ、専門性を維持するか、又は複数の機能を併せ持つことも可。また、支援内容について、障害者施策等に繋げる観点から見直し、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。



今回審議対象とする施設等種別の概要

施設等種別		新児童福祉法 ^{※1} 根拠条文	新児童福祉法に規定されている 施設の目的又は支援の内容	(参考) 都内施設数(平成24年3月)
障害児通所支援	福祉型 児童発達支援センター ^{※2}	第43条第1号	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設	12 (現 知的障害児通園施設)
	医療型 児童発達支援センター ^{※2}	第43条第2号	障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設	2 (現 難聴幼児通園施設)
	児童発達支援	第6条の2 第2項	児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する。 ※「福祉型児童発達支援センター」と区別するため、ここでは、児童発達支援センター以外の場所で支援を行うものを特に「児童発達支援」とする。	5 (現 肢体不自由児通園施設)
	放課後等デイサービス	第6条の2 第4項	学校教育法第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する。	* 主に、児童デイサービス(障害者自立支援法)及び重症心身障害児(者)通園事業からの移行
	保育所等訪問支援	第6条の2 第5項	保育所その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与する。	* 主に、児童デイサービス(障害者自立支援法)からの移行
障害児入所支援	福祉型 障害児入所施設 ^{※2}	第42条第1号	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能の付与を行うことを目的とする施設	7 (現 知的障害児施設) 1 (現 ろうあ児施設) 0 (現 盲児施設) 0 (現 第二種自閉症児施設) 0 (現 肢体不自由児療護施設)
	医療型 障害児入所施設 ^{※2}	第42条第2号	障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設	3 (現 肢体不自由児施設) 9 (現 重症心身障害児施設) 1 (現 第一種自閉症児施設)

※1 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律(平成22年法律第71号)第5条の規定による改正後の児童福祉法

※2 新児童福祉法において児童福祉施設として位置づけられるもの

都内施設一覧(平成24年3月現在)

※五十音順

	施設名	所在地	法人名(設置・運営)
通所	知的障害児通園施設(12か所)		
	1	足立区障がい福祉センター幼児発達支援室	足立区 足立区
	2	うめだ・あけぼの学園	足立区 社会福祉法人からしだね
	3	加賀福祉園	板橋区 板橋区※1
	4	賀川学園	小金井市 社会福祉法人雲柱社
	5	葛飾区子ども発達センター	葛飾区 葛飾区
	6	子ども学園	清瀬市 学校法人日本社会事業大学
	7	子どもの生活研究所めばえ学園	世田谷区 社会福祉法人嬉泉
	8	こども発達センターわかばの家	大田区 大田区
	9	品川児童学園	品川区 品川区※2
	10	すぎな愛育園	八王子市 社会福祉法人武蔵野会
	11	杉並区立こども発達センター	杉並区 杉並区
12	町田市すみれ教室	町田市 町田市	
通所	難聴幼児通園施設(2か所)		
	1	富士見台聴こえとことばの教室	練馬区 社会福祉法人富士見会
	2	ライシャワ・クレマ学園	町田市 学校法人日本聾話学校
	肢体不自由児通園施設※肢体不自由児施設(通所)を含む。(5か所)		
	1	北療育医療センター	北区 東京都
2	北療育医療センター城南分園	大田区 東京都	
3	北療育医療センター城北分園	足立区 東京都	
4	多摩療育園	府中市 東京都	
5	中央愛児園	新宿区 社会福祉法人全国心身障害児福祉財団	
入所	知的障害児施設(7か所)		
	1	啓光学園	多摩市 社会福祉法人啓光福祉会
	2	滝乃川学園児童部	国立市 社会福祉法人滝乃川学園
	3	多摩藤倉学園	八王子市 社会福祉法人藤倉学園
	4	東京都七生福祉園	日野市 東京都※3
	5	東京都東村山福祉園	東村山市 東京都※3
	6	宮代学園	渋谷区 社会福祉法人福田会
7	友愛学園児童部	青梅市 社会福祉法人友愛学園	
入所	ろうあ児施設(1か所)		
1	金町学園	葛飾区 社会福祉法人東京愛育苑	
入所	肢体不自由児施設(3か所)		
	1	北療育医療センター	北区 東京都
	2	心身障害児総合医療療育センター	板橋区 社会福祉法人日本肢体不自由児協会
3	東京小児療育病院	武蔵村山市 社会福祉法人鶴風会	
入所	重症心身障害児施設(9か所)		
	1	秋津療育園	東村山市 社会福祉法人天童会
	2	北療育医療センター	北区 東京都
	3	島田療育センター	多摩市 社会福祉法人日本心身障害児協会
	4	心身障害児総合医療療育センター	板橋区 社会福祉法人日本肢体不自由児協会
	5	東部療育センター	江東区 東京都※4
	6	東大和療育センター	東大和市 東京都※4
	7	府中療育センター	府中市 東京都
	8	みどり愛育園	武蔵村山市 社会福祉法人鶴風会
9	緑成会整育園	小平市 財団法人多摩緑成会	
入所	第一種自閉症児施設(1か所)		
1	小児総合医療センター	府中市 東京都	

※1 運営は、社会福祉法人同愛会

※2 運営は、社会福祉法人福栄会

※3 運営は、社会福祉法人東京都社会福祉事業団

※4 運営は、社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会

●児童デイサービスの概要

児童デイサービス (根拠：障害者自立支援法)	
概要	障害児につき、知的障害児施設、肢体不自由児施設等に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。 (実施主体：区市町村)
定員	10名以上
設備	○指導訓練室 (訓練に必要な機械器具等を備えること) ○サービスの提供に必要な設備及び備品を備えること
人員	管理者 1人 (専任かつ常勤) サービス管理責任者 1人以上 (1人は専任かつ常勤) 指導員または保育士 (1人は常勤) 障害児の数が10人までは 1人 ※障害児の数が10を超える場合は、5又はその端数を増すことに1人を加えた数
サービス提供時間	規定なし
報酬区分	I型：未就学児が70%以上の場合の単価 (前年の10月実績) II型：未就学児が70%未満の場合の単価 (前年の10月実績)

児童デイサービス 事業所数 (平成24年3月1日現在)

	公立	私立	計
児童デイサービス(I型)	30	28	58
児童デイサービス(II型)	5	48	53
児童デイサービス(I・II型)	0	3	3
合計	35	79	114

◇重症心身障害児(者)通所施設一覧(平成24年3月現在) ※現在は国庫補助事業。

種別	施設名	所在地	受託者		運営者
医療型 (都立)	1 府中療育センター	府中市	都	直営施設	東京都
	2 北療育医療センター	北区	都	直営施設	東京都
	3 北療育医療センター城南分園	大田区	都	直営施設	東京都
	4 北療育医療センター城北分園	足立区	都	直営施設	東京都
	5 東大和療育センター	東大和市	都	指定管理施設	(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会
	6 東大和療育センター よつぎ療育園	葛飾区	都	指定管理施設	(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会
	7 東部療育センター	江東区	都	指定管理施設	(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会
医療型 (委託)	1 みどり愛育園 通所部門	武蔵村山市	福	(社福)鶴風会	(社福)鶴風会
	2 あけぼの学園	世田谷区	福	(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会	(社福)全国重症心身障害児(者)を守る会
	3 くになち心身障害者通所訓練施設あすなろ	国立市	市	国立市	(社福)国立市社会福祉協議会
	4 高円寺療育センター杉の実	杉並区	社団	(社団)家庭生活研究会	(社団)家庭生活研究会
	5 島田療育センター	多摩市	福	(社福)日本心身障害児協会	(社福)日本心身障害児協会
	6 秋津療育園	東村山市	福	(社福)天童会	(社福)天童会
	7 東村山市あゆみの家	東村山市	市	東村山市	(社福)いずみ
	8 西多摩療育支援センター もえぎ	あきる野市	福	(社福)鶴風会	(社福)鶴風会
	9 日の出福祉園	西多摩郡日の出町	福	(社福)同愛会	(社福)同愛会
	10 八王子市小児・障害メディカルセンター	八王子	市	八王子市	(社福)日本心身障害児協会
	11 多摩療護園	日野市	福	(社福)東京緑新会	(社福)東京緑新会
地域施設 活用型	1 練馬区立大泉学園町福祉園	練馬区	区	練馬区	練馬区
	2 八王子市障害者療育センター	八王子市	市	八王子市	(社福)みずき福祉会
	3 文京福祉センター	文京区	区	文京区	文京区
	4 国分寺市障害者センター	国分寺市	市	国分寺市	(社福)万葉の里
	5 新橋はつらつ太陽	港区	区	港区	(社福)長岡福祉協会
	6 多摩市重症心身障がい者通所施設	多摩市	市	多摩市	(社福)啓光福祉会
	7 港区立障害保健福祉センター こども療育パオ	港区	区	港区	(社福)友愛十字会
	8 町田福祉園	町田市	市	町田市	(社福)みずき福祉会
	9 練馬区立心身障害者福祉センター	練馬区	区	練馬区	練馬区
	10 調布市デイセンターまなびや	調布市	市	調布市	(社福)調布市社会福祉事業団
	11 板橋区立三園福祉園	板橋区	区	板橋区	(社福)東京援護協会